

平成27年度 委託研究契約事務処理説明書（SIP革新的構造材料） 主な改定事項リスト【詳細版】（大学等）

連番	特に重要な修正	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1		P3		1. 本事務処理説明書の記載内容に関するお問い合わせ その他多数	・JSTの法人格を「国立研究開発法人」へ変更
2	○	P11	Ⅲ. 3. 2)③ ii)	委託研究費（直接経費）での雇用対象	・国から人件費を予算措置されていないことを前提に、任期制でない職員（いわゆるパーマナント）の人件費支出を可能とする。但し、研究担当者に該当する者は国からの予算措置の有無に関らず、引き続き人件費支出の対象外とする。
3		P15	Ⅲ. 3. 4-1)	研究機器の共用使用および合算購入について	・共用使用する場合に光熱水費等の経費負担を明らかにしておく必要がある旨を明記
4		P16	Ⅲ. 3. 4-3)	使途に制限のない資金との合算使用について	・本事業の直接経費と使途に制限のない資金（運営費交付金等の自己資金、寄付金等）との合算使用が可能であることやJSTへの事前確認が不要であること等の取扱いを明記。
5	○	P19	Ⅲ. 5.	委託研究費の執行期限	・委託研究実績報告書の提出期限の変更に伴い、業者等への支払期限を変更
6		P21	Ⅲ. 7. 1)	分割額の決定方法	・支払額は、各期とも当事業年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等2分割した額を原則とする旨を追記
7	○	P21	Ⅲ. 7. 3)	スケジュール	・委託研究実績報告書および繰越報告書の提出期限の変更に反映
8	○	P22	Ⅲ. 8 1-2)	証拠書類の管理について	・精算の際に、経理等関係書類の提出を求めることがあることを明記。 ・収支簿に通し番号をつけることを明記。
9		P23	Ⅲ. 9. 2)①	物品の管理	・研究機関の物品管理規程等のルールを踏まえ、「関係府省申し合わせ」を参照の上、研究機関において適切に管理するよう明記

連番	特に重要な修正	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
10		P25	Ⅲ. 10. 4) 5)	4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置 5) 不正行為等の報告および調査への協力等	・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」の制定に伴い、不正行為発生時に研究機関が対応すべき事項等を追記
11	○	P28	Ⅲ. 11.	各種報告書の提出について	・委託研究実績報告書【経理様式1】の提出期限を翌事業年度の「5/31」に変更。但し、期中満了の場合は契約期間終了後61日以内とし、中止申請による期中解約の場合は30日以内とする。 ・繰越報告書【経理様式5】の提出期限を翌事業年度の「5/25」に変更 ・研究担当者の異動等により年度末をもって中止となる契約の委託研究中止申請書【経理様式3-①】の提出期限を「4/2」から「3/25」へ変更
12	○	P29	Ⅲ. 11.	研究実施内容の報告について	・研究開発実施報告書の提出期限が翌事業年度の「5/31」となることを明記 ・プログラムディレクターの要望により、期限より前倒して提出いただく場合もある旨を明記
13		P29	Ⅲ. 13. 2)	書面調査と実地調査について	・書面調査による精算後に実施されたJSTの実地調査、研究機関の内部監査、国の会計検査等において不適切な執行が確認された場合は、再精算となり、委託研究費の返還が必要となる旨を明記
14		P32	Ⅲ. 17. 2)	ライフサイエンスに関する研究等について	・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)」を追加
15		P33	Ⅲ. 17. 3)	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	・経済産業省:安全保障貿易ハンドブックの改定に伴い(2014年 第8版)に修正
16		P32	Ⅲ. 17. 4)	成果有体物の取扱いについて	・成果有体物の取扱いに係る一般的な注意事項を明記

連番	特に重要な修正	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
17		P33	Ⅲ. 17. 7)	課題終了後の調査について	・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の制定に伴いURLを変更 ・「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の平成26年5月19日付改定に伴いURLを変更
18	○	P35	Ⅳ 1. 3)	繰越報告の手順	・繰越報告書の提出期限を5/25へ変更
19		p.35	Ⅳ 1. 4)	繰越制度利用にあたっての留意事項	・以下の①～④場合に繰越は認められない旨を明記 ①「繰越の対象(Ⅳ.1.1)参照)に当てはまらないもの②間接経費のみの繰越③再繰越(一度繰越した委託研究費の翌々年度への繰り越し)④契約期間が最終年度の繰越
20		p.37	V 3.	研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について	・知的財産の移転等のJSTへの申請や、知的財産権に関するJSTへの通知等は定められた提出期限等を厳守する義務がある旨を明記。
21		別添2	—	研究活動における不正行為等への対応に関する規則	・研究活動における不正行為等に係るJST規則の制定により、旧規則と差替え
22		別添5	—	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	・研究活動における不正行為に係る文部科学省のガイドラインの制定により、旧ガイドラインと差替え
23		別添8	—	競争的資金における使用ルール等の統一について[競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ]	・新規追加

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。